

○ 黙 禱

◎議長（大場芳博君） おはようございます。開会に先立ちまして、去る二月二十五日、元県議会議長及び全国議長会会長を務められました宮原岩政氏が御逝去されました。ここに生前の故人をしのび、謹んで御冥福をお祈り申し上げ、黙禱をささげたいと思います。全員起立をお願いいたします。黙禱。

〔全員起立、黙禱〕

◎議長（大場芳博君） 黙禱を終わります。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）御着席ください。

〔全 員 着 席〕

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） これより本日の会議を開きます。

○ 討 論

◎議長（大場芳博君） これより甲第一号議案について討論に入ります。討論の通告があつておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君（拍手） 登壇。皆様、おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、甲第一号議案「令和六年度佐賀県一般会計予算」に反対の立場から討論を行います。

当初予算五千二百五億五千六百万円ですが、前年と比べ新型コロナウイルス感染症が五類に移行したことに伴っての対策関係予算が減少したこともあつて、令和五年度当初予算より百五十九億八千八百万円少なくなっています。

とはいえ、令和六年度の特徴としては、「SAGA2024」開催の

ための予算が令和五年度より大きくなっている、膨らんでいるということが言えます。

さて、相変わらずの物価高騰に対してその対策に取り組んでもらい、全ては言いませんが、学校給食費値上げ分の支援、入院時食事療法費支援などに幾つも挙げられておりますが、対策をとってもらったことは評価し歓迎いたします。子供医療費助成制度が県外医療機関での利用もできるようになることは良かったと思っております。

国に先駆けての少人数学級が小学六年生まで対象となりました。中学校は、中一ギャップの対策として既に実施されていましたが、やはり分かる授業のため、環境を整えるために、あとは中二、中三やがては高校へと前進することを期待いたしております。

しかしながら、見過ごせない部分もあり、反対を表明します。それは第一に、直轄事業負担金河川総合開発事業費負担金五億二百七十二万円のうち、小石原川ダム開発負担金二億三千五百二十四万円、ダム群連携事業負担金千五百四十万円です。

筑後川水系の河川開発計画による福岡県の水確保のために、佐賀県側の負担は数十年前より浸水事業だと称して押し付けられているものであり納得できません。

第二に、新幹線長崎ルート負担金三億三千万円です。

佐賀県側はそんなに必要性もなかったのに、長崎県からの強い要望で、長崎本線の鹿島・太良方面に大きな犠牲を押し付け開業してしまいましたが、未だに重い負担を払わなければなりません。さらには武雄―新鳥栖間はどうかなのか、その論議が蒸し返される火種に残されています。

当時の知事の杭一本たりとも打たせないという言葉に、現状を知る人た

ちから、案の定こういうことになったではないかとの言葉を、私たちは
噛み締めなければなりません。無責任に煽り立てる空気に流されてはな
らないのです。一つの教訓にしていくべきです。

第三として、県立大学の具体化プログラム予算、五千二百八十万円が
あります。

十一月議会で急ぎすぎ、大学より県内に就職先を、子育て支援の拡充
で若い世代の定住を、踏みとどまって次の議会に提案し直すべきではな
いかなどなど様々な声がありました。一旦否決し、修正案が提出された
のに、知事は前代未聞の再議を振りかざし、そのために佐賀県議会では
初めての事態となり、県民から注目されました。知事の何が何でも実行
するのだという考えの表れでもありました。その後、県民の方たちから、
知事への態度への批判も多く、私どもの耳に入ってきました。いまだに県
民こぞって歓迎している状況ではありません。県当局が出した基本構想
も特色をあれこれ並べ、まさに風呂敷をさらに広げるばかりではないか
と、心配なところもあります。

開学による消費生産活動の誘発効果の試算も、産業関連表による試算
をされていて、その基本となる入学定員も二百人のケース、二百五十人
のケース、三百人のケース、それぞれ試算をされています。これは生徒
数が多ければ誘発効果が大きくなるのは当たり前のことですが、だから
といって定員を多くする話に持ってはならないと思います。

一月に県内の大学生と議会が懇談会を持ちました。七、八人の生徒さ
んに卒業したら佐賀に残りますかとその時お聞きしました。全員、都会
や他県に就職することでした。やはり魅力ある就職先をきちんと準備
することが大卒であれ、高卒であれ、若い人が佐賀に残る条件になる

と痛感いたしました。

知事が二百億円から三百億円も使って、あるいはそれ以上になるかも
しれない大学建設に執着しておられるよりも、佐賀に住んでもらう施策
を展開していかれることが大事だと思います。そのためにも安心して働
き、子育てができる佐賀県にすべきです。

佐賀県が隣の県と比べても教員や公務員としての賃金や待遇がいい、
その他、医療、介護、福祉、保育士等の処遇改善を大胆に行うこと、学
校給食費を無償にすること、ひとり親家庭重度心身障害者医療の現物給
付を行うこと、身障者児の生活支援、高校などの体育館への空調整備や
学校トイレの洋式化を進めていただきたいと思えます。国民健康保険の
子供均等割りをなくし、国保税引き下げなどの施策を講じる。そういつ
た大事なことがあります。また、農村農林水産業の担い手支援などにも
力を入れていただくように求めます。

今、失われた三十年と言われる自民党政治がもたらした経済の停滞が
あります。働き方を変え、人件費のコスト削減が続けられています。一
方、大企業には減税と優遇税制を続け、その穴埋めとも言える消費税大
増税の強行が、家計消費は冷え込み、地域経済が冷え込むということに
繋がっています。医療、介護、年金などの制度改革が繰り返され、私た
ち国民の暮らしは大変なことになっています。そういう政治の下で県
民の暮らしを守る防波堤としての県政のあり方を求め、甲第一号議案
「令和六年度一般会計予算」に反対しての私の討論を終わります。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入りま
す。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） 甲第一号議案を採決します。

これは、令和六年度一般会計予算についての議案であります。

甲第一号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、甲第一号議案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案を除く他の議案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

まず、甲第六号議案、甲第十二号議案及び甲第十六号議案、以上三件の議案を一括して採決します。

これは、令和六年度財政調整積立金特別会計予算、令和六年度公債管理特別会計予算、令和六年度国民健康保険事業特別会計予算についての議案であります。

以上三件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、以上三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第五号議案、乙第十号議案、乙第十二号議案及び乙第十三号議案、以上四件の議案を一括して採決します。

これは、個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正、国民健康保険広域化等支援基金条例の廃止、介護保険財政安定化

基金条例の一部改正、介護保険法施行条例の一部改正についての議案であります。

以上四件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、以上四件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、甲第二号議案から甲第五号議案まで四件、甲第七号議案から甲第十一号議案まで五件、甲第十三号議案から甲第十五号議案まで三件、及び甲第十七号議案、以上十三件の議案を一括して採決いたします。

以上十三件の議案についての委員長の報告は可決であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上十三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第一号議案から乙第四号議案まで四件、乙第六号議案から乙第九号議案まで四件、乙第十一号議案、乙第十四号議案から乙第二十六号議案まで十三件、及び乙第三十三号議案、以上二十三件の議案を一括して採決します。

以上二十三件の議案についての委員長の報告は可決であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上二十三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

◎議長（大場芳博君） 次に、請第一号請願及び請第二号請願について討論に入ります。討論の通告があつておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君 登壇 日本共産党の武藤明美でございます。

私は、請第一号請願、請第二号請願、一括して賛成討論を行います。

まず、請第一号請願「小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編成基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願」に賛成し、討論を行います。

この請願は表題で内容のすべてを表しています。全ての子供たちに行き届いた教育を実現することは県民みんなの願いです。同時に、これは社会の責務として次の世代に、確かで豊かな教育を補償していく仕事です。

佐賀県が全国に先駆けて四十人学級だった時に少人数学級を求め、分かりやすい授業を、子供と先生が向き合える時間をと大きな県民運動が広がり、三十五人学級が始まりました。

今では、国が義務教育標準法を改正し、国の責任で三十五人以下学級が前進しています。佐賀県は独自に国より一学年早く行っています。けれど、OECD平均の二十人学級に比べると、今でも学級規模は大きいと言えます。小・中・高、特別支援学校での教員の未配置問題もあります。病休、産休、育休の代替教員が見つからない問題は、隣県と比べ賃金等処遇を改善しなければ一層深刻になるのではないのでしょうか。教員の負担軽減を進めるとともに、正規の教職員の増員が求められています。子供たちの教育環境をより良くしていくことこそ、学力向上も人格

の形成にもつながっていくものです。特別支援学級も現在八人となっている基準を、せめて六人へ引き下げることが重要です。

教育費の保護者負担を軽減し、誰もが安心して受けられる教育、分かる授業、楽しい学校になることを心から願っています。そういう県民の願い、子供の願いをしっかり受け止め、今後の佐賀県のためにも、この請願を採択していただくようお願いして賛成討論いたします。

続きまして、請第二号「健康保険証の存続を求める請願書」について、賛成の立場から討論を行います。

政府は、今年二〇二四年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する法案を成立させています。ところが、該当の被保険者番号がない、資格情報が無効である。名前や住所の間違ひが多い、名前や住所が黒丸で表記されるなどトラブルが相次いでいます。全国保険医団体連合会によると、オンラインで資格を確認するのにデータが無効と表示されたり、データそのものが登録されていないなどで十割負担にしなければならなくなった、そういったケースも出ています。

患者さんが持つてきた健康保険証の券面の記載をいちいち確認しなければならぬなど、受付業務が渋滞し、それによるトラブルも発生しているとのことです。マイナ保険証利用は医療現場にも大きなリスクを抱える状態を生み出しているのです。

政府はカードリーダーの精度を向上させたとか、負担割合の誤表示はシステムを改修したからと説明しますが、エラーやトラブルは相変わらず続いているのです。紙の保険証があつてこそ、正確に確認ができていくとのことです。

政府は今年十二月二日に保険証を廃止すると改めて述べましたが、そ

うなると医療現場はさらに大混乱に陥ると思います。ぜひ保険証を残し、それが使えるようにしていくべきです。主人公は国民です。いつでもどこでも、誰もが安心して医療を受けられるためにも、健康保険証の存続を求め、意見書採択を皆様にお願いたします。

以上、賛成討論といたします。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） まず、請第一号請願を採決します。

これは、小・中・高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編成基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願であります。

本請願についての委員長の報告は不採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者少数と認めます。よって、請第一号請願は不採択することに決定いたしました。

次に、請第二号請願を採決します。

これは、健康保険証の存続を求める請願書であります。

本請願についての委員長の報告は不採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者少数と認めます。よって、請第二号請願は不採択することに決定いたしました。

○ 意 見 書 案 提 出

◎議長（大場芳博君） ただいま議長の手元に意見書案が四件提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（意見書案）

○ 意 見 書 案 上 程

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

意第一号意見書案から意第四号意見書案まで、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第一号意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしましたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決

定いたしました。

これより意第一号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） 意第一号意見書案を採決します。

これは、政治資金パーティー裏金問題の再発防止等を求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、意第一号意見書案は可決されました。

お諮りいたします。

意第二号意見書案から意第四号意見書案まで、以上三件の意見書案につきましては、提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、以上三件の意見書案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより、意第二号意見書案から意第四号意見書案まで以上三件の意見書案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第二号意見書案から意第四号意見書案まで、以上三件の意見書案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、以上三件の意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○ 討 論

◎議長（大場芳博君） これより意第二号意見書案について討論に入ります。

討論の通告があつておりますので、発言を許可いたします。

◎徳光清孝君 登壇 県民ネットワークの徳光清孝でございます。

意第二号「国の補充的指示権の創設」については、慎重な審議を求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

意見書案での討論はちよつと久しぶりなんできのう原稿を書きましたけれども、やっぱり法律に対する討論なんで、大変難しい文言が並びまして、読んでみても私もよくわからないような感じでしたので、少しかいつまんで賛成討論することを御容赦いただきたいというふうに思います。

昨年の十二月十五日に第三十三次地方制度調査会が答申を出しました。これは「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方」という答申であります。DXが最近進展をしております。それからコロナ禍を経験いたしましたして、様々な国と地方における課題も明らかになってきました。

例えば、記憶にあると思うんですが、当時の安倍総理大臣が全国の学校一斉休業を發表いたしましたして、全国一斉に全ての学校が休業するとい

う事態に至りました。これは法的な根拠はなかったとされてますが、学校の設置運営主体である自治体がそれに応じたということになります。

通常、休業であれば学校保健安全法第二十条によって、学校の設置者が判断するという事になってはいるんですね。このこと一つをとっても、ああいうコロナ禍の中で国と地方の、そういったあり方、分担について少し課題があるので、まあ、今後検討したらどうかという意味での答申ということになりました。

ただ、その答申を見てみますと、自治体の事務処理に違法性がなくても、国民の命とか財産を守るために必要な措置を国が自治体に対して指し示せる制度、これがいわゆる国による補充的支持権の創設なんですけど、これの創設を求めるといふ文言があります。

この部分については、一斉に各報道機関の社説、あるいは日本弁護士連合会、それから、多分全国知事会も少し疑念の声明等を出したというふうに思います。

どうしてかという点、これも皆さん御承知のとおり、二千年に地方分権一括法が制定をされて、国と地方の関係が大きく変わりました。国と地方の関係は、上限の関係ではなく対等の関係である。それから、それまで国が地方を縛っていた機関委任事務については全廃する。よって自治事務がかなり膨大に増えました。今回のその答申の国の補充的指示権の創設っていうのは、この地方分権の流れに逆行するのではないかというふうな指摘をされたところであります。

また、この補充的指示の要件については、総務大臣の要望とか地方六団体からも必要最低限の発動とか、あくまでも補充的なものとか、その範囲も限定するとか、いろんな意見が出されたところであります。

国は、答申後の、これらの意見を踏まえまして、法案では手続きとして閣議決定を経ること。地方公共団体に事前の資料、意見提出を求める等、適切な措置を講ずるとしています。これをもって、多分、こういった批判に対して政権与党の方々は、いや地方の意見がだいぶ出たのでその部分は十分考慮をして法案を決めたんだということでも多分言われているだろうというふうな思いがあります。今年の三月一日に、この地方自治法の一部を改正する法案が閣議決定をされて、今国会で成立を目指すというふうにされています。しかし、この閣議決定された後、つまり地方から出たいろんな意見を踏まえてちゃんと考えましたよと言われたこの法案に対しても、例えば日弁連は、やっぱり緊急性の要件を外しており、乱用が心配されるんだと、地方自治の本旨から見ても問題であるという反対の声明、その部分だけは削除したらどうかというような声明を出しております。

また、全国知事会も、国の補充的指示については、我々の要請に対して一定の配慮はなされた点と、つまり、かなり意見を組み込んで酌み取ってくれたという評価はしているものの、なお法案上明記されていないと考えられる点もあることから、国の補充的指示が地方自治の本旨に反し、安易に行使されることがないよう、そういうことを確実に担保されなければいけない等々の声明を出しているわけです。

つまり、法案については、その部分はまだまだ曖昧な点が多いので、やっぱり慎重にしてくださいよという意味だと私は思っています。

このように法案が決定されても、まだまだ疑念の声が出ているということからしましても、地方分権一括法に逆行しかねない内容を含んでおりまして、慎重な審議を求める意見書を、地方の議会から積み重ねてい

くことが今は重要であるというふうに考えます。

以上、議場の議員の皆様の賛同を心からお願いをいたしまして賛成討論といたします。(拍手)

◎議長(大場芳博君) 以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○ 採 決

◎議長(大場芳博君) 意第二号意見書案を採決します。

これは、「国の補充的指示権の創設」については慎重な審議を求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長(大場芳博君) 起立者少数と認めます。よって、意第二号意見書案は否決されました。

これより、意第三号意見書案及び第四号意見書案、以上二件の意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので討論なしと認めます。よって討論を終了し、直ちに採決に入ります。

まず、意第三号意見書案を採決します。

これは、健康保険証の存続を求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長(大場芳博君) 起立者少数と認めます。よって、意第三号意見書案は否決されました。

次に、意第四号意見書案を採決します。

これは、被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長(大場芳博君) 起立者少数と認めます。よって、意第四号意見書案は否決されました。

○ 決 議 案 提 出

◎議長(大場芳博君) ただいま議長の手元に決議案が一件提出されました。これは皆様のお手元に配布いたしておりますとおりのものであります。

(決議案)

○ 決 議 案 上 程

◎議長(大場芳博君) お諮りいたします。

決第一号決議案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大場芳博君) 御異議なしと認めます。よって決第一号決議案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

決第一号決議案につきましては提出の説明を省略いたしたいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって決第一号決議案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより決第一号決議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあつておりませんので、質疑なしと認めます。よって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

決第一号決議案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって決第一号決議案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより決第一号決議案について討論に入りますが、討論の通告はあつておりませんので討論なしと認めます。よって討論を終了し、直ちに採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） 決第一号決議案を採決します。

これは、洋上風力発電事業誘致の早期実現に向けた取り組みを求める決議案であります。

本決議案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、決第一号決議案は可決されました。

○ 継 続 審 査

◎議長（大場芳博君） 次に、会議規則第七十条の規定により、お手元

に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査申出がありました。

（閉会継続審査申出書）

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っておきます。

○ 閉 会

◎議長（大場芳博君） これをもちまして、令和六年二月定例県議会を閉会いたします。

午前十一時三十九分 閉会

議 事 課 副 課 長 原 康 祐

同 記 録 担 当 係 長 松 尾 重 治

同 記 録 担 当 会 計 年 度 任 用 職 員 石 丸 宏 子

